

11.1 義援金の受入・配分

(1) 山口県

被害を受けた被災者への支援のため、日本赤十字社山口県支部、山口県共同募金会、NHK山口放送局、NHK厚生文化事業団及び山口県が主催し、7月27日から義援金を受け入れた。義援金は市町を通じ、被害状況に応じて被災された方々に配分された。

① 義援金の受入状況

受入状況は表1-11-1のとおりである。

表1-11-1 義援金の受入状況

受入機関	金額(円)
日本赤十字社山口県支部	112,670,910
山口県共同募金会	53,469,713
NHK山口放送局	2,268,307
合計	168,408,930

② 義援金の配分

集まった義援金については、「山口県7.21大雨災害義援金」配分委員会（日本赤十字社山口県支部、山口県共同募金会、山口県社会福祉協議会、NHK山口放送局及び山口県で構成）において、被害の状況を踏まえ、次のとおり義援金を配分することを決定した。

なお、支給方法については、各市町において配分方法を決定し、被災者に対して支給した。

表1-11-2 市町への配分額

市町名	配分額 (円)	被害(人、世帯)								
		死	亡	重	傷	全	壊	半	壊	床上浸水
防府市	105,351,000	14		8		32		149		120
山口市	44,070,000			2		2		9		496
宇部市	4,940,000							4		44
周南市	3,782,000					1		2		29
山陽小野田市	3,319,000									43
岩国市	1,544,000	1								10
萩市	1,235,000									16
下関市	1,080,000	1								4
長門市	926,000									12
美祢市	926,000	1								2
下松市	695,000							1		4
柳井市	309,000									4
田布施町	231,000									3
合計	168,408,000	17		10		35		165		787

(2) 防府市

防府市における義援金の受入・配分は以下のとおりである。なお、(1)の防府市の配分額は平成21年10月時点であるが、以下にある山口県からの受入額は確定額のため、金額が異なる。

① 義援金の受入総額 231,533,797円 (利息2,995円を含む)

表1-11-3 義援金の受入額

名 称	金 額
防府市「平成21年7月21日の豪雨に係る義援金」	116,954,308 円
「山口県7.21大雨災害義援金」配分金	114,579,489 円
計	231,533,797 円

② 義援金の配分基準等

表 1-11-4 義援金の配分基準等

被災区分		配分指数	配分単価	件数
人的被害	死亡	100	1,860,400 円	19 人
	重傷 (入院)	50	930,200 円	7 人
	重傷 (通院)	20	372,000 円	2 人
住居被害	全壊	100	1,860,400 円	29 件
	大規模半壊	70	1,302,200 円	16 件
	半壊	50	930,200 円	44 件
	半壊 (ライフケア高砂)	20	372,000 円	77 件
	一部損壊・床上浸水	10	186,000 円	115 件
	床下土砂流入	5	93,000 円	213 件

区 分	配分先	配分金額	備 考
その他	防府市社会福祉協議会	2,372,197 円	防災関連経費に 用途を特定した 上で配分
	右田地域自治会連合会	500,000 円	
	小野地域自治会連合会	500,000 円	

11.2 被災者への生活再建支援（山口県）

(1) 被災者生活再建支援法の適用

住家被害が甚大であった防府市、山口市に被災者生活再建支援法を適用（7月21日から適用）したが、支援法の適用が受けられない市町においても住宅被害が多数発生したため、国制度と同等の県制度による支援を行うことで、被災者の生活基盤の安定化を図った。

(2) 被災者救援対策の実施

被災者の生活再建等に向けて、7月28日、災害対策本部に部局横断的な組織として、被災者救援対策部を設置し、被災者の生活再建及び被災事業者の復興を支援した。

具体的には、県民相談室に被災者総合相談窓口を設置し、生活一般から農林水産、中小企業からの様々な相談の総合的な受付を行うほか、個別の相談窓口においても被災者に対する県税等の減免措置、各種の貸付制度及び県営住宅等への臨時的入居等の情報提供を行った。

さらに、被災者に対して、災害見舞金や支援金の支給に加え、災害援護資金、生活福祉資金等の貸付を行うとともに、被災された中小企業者に対しては、県中小企業制度融資（経営安定資金）による支援を行った。また、被災された農林・水産業関係者に対する経営再建のための運転資金融資も行った。

表 1-11-5 被災者に対する生活相談（山口県）

相談内容	所管課	累計（件）	摘要
総合的な相談	広報広聴課 （県民相談室）	141	生活環境等
税の軽減措置	税務課	305	
生活福祉資金の貸付	厚政課	121	
母子寡婦福祉資金の貸付	こども未来課	2	
勤労者向け生活資金貸付	労働政策課	1	
勤労等に係る労働相談	労働政策課	32	事業者分
日本政策金融公庫災害貸付	生活衛生課	2	生活衛生関係事業者
県営住宅の提供	住宅課	25	住宅課受付分
災害復興住宅融資制度	住宅課	28	〃

（注）件数については、平成21年10月23日現在

(3) 災害見舞金の活用による民有地の復旧支援

各自治体や企業・団体等の災害見舞金を有効に活用して、土石流の被害を受けた民有地において、所有者やボランティアでは除去できない大変危険な3地区（防府市真尾2地区、山口市小鯖地区）に関しては、このまま放置されることによって、周辺民家や県道・河川等への巨石等の流入などにより、二次災害も生じかねないと判断し、緊急・例外の措置として、「被災民有地復旧支援事業」を実施した。

(4) 山口県で実施した支援一覧

被災者に対して、以下の支援制度に関する窓口業務を行った(平成21年7月30日現在)。

表 1-11-6 支援制度一覧(山口県)

【災害に関連した支援金・貸付制度等】

ア. 被災された方へ

○見舞金の支給

制度・資金名	内容	問い合わせ先
災害弔慰金	災害により亡くなられた方のご遺族に対して弔慰金が支給されます。	県厚政課
災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた方に対して見舞金が支給されます。	県厚政課
山口県災害見舞金	災害により住宅が全壊又は半壊した世帯に対して見舞金を支給します。 災害により亡くなられた方のご遺族に対して見舞金を支給します。 災害により負傷(重傷)された方に対して見舞金を支給します。	県厚政課

○生活資金や住宅の応急処理に係る貸付

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
災害援護資金	災害等により ・療養1ヶ月以上の負傷を受けた世帯主 ・1/3以上の家財の損害又は住居の半壊 以上の被害を被った世帯主	世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 家財の1/3以上の損害 150万円 住居の半壊 170万円 住居の全壊 250万円 住居の全体が滅失 350万円	県厚政課
生活福祉資金	災害により被害を受けた ・低所得世帯 ・高齢者世帯 ・障害者世帯	①災害援護資金 150万円 ②福祉資金(住宅) 250万円 ①と②の両方を併用する場合は、350万円が限度	県厚政課
母子・寡婦福祉資金	災害等により被害を受けた ・母子家庭の母 ・寡婦	住宅資金(特別) 200万円	県子ども未来課 各県健康福祉センター
県・市町中小企業勤労者小口資金	中小企業の同一事業所に1年以上勤務している勤労者で、災害により被害を受けた方	災害資金 100万円	県労働政策課
県・市町離職者緊急対策資金	離職時の事業所に1年以上勤続し、離職を余儀なくされ、離職後1年以内の者で、災害により被害を受けた方	災害資金 100万円	県労働政策課

○住宅が全壊等の被害を受けられた方に対する支援金の給付

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
被災者生活再建支援金	災害により、その居住する住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯(対象災害の条件有り)	住宅の被害程度に応じて最高100万円、さらに住宅の再建方法に応じて最高200万円を支給	県厚政課

○住宅の建替えや修繕資金の融資

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
住宅金融支援機構 災害復興住宅融資	建築・購入 自然災害により被害が生じた住宅の所有者で、全壊、大規模半壊又は半壊の「り災証明書」を交付された方	融資限度額 建築・新築購入資金 木造 1,400万円 準耐火・耐火 1,460万円 (特例加算) 450万円 (土地取得) 970万円 (整地)※建築のみ 380万円 中古購入資金 木造 950万円 準耐火・耐火 1,160万円 " (劣化基準等適合) 1,460万円 (特例加算) 450万円 (土地取得) 970万円	県住宅課 各土木建築事務所
	補修 住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」を交付された方	補修資金 木造 590万円 準耐火・耐火 640万円 (引方移転・整地) 380万円	

○就学のための資金

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
山口県ひとづくり財団奨学金	災害等を受け、緊急に奨学金の貸与が必要となった方	高等学校、専修学校、短期大学、大学等により異なります。	県教育政策課 ※各学校

※ 県教育政策課(083-933-4510)

○税の軽減

税の種類	内容	問い合わせ先
県税(自動車取得税、個人事業税、)	風水害などの災害にあったときには、申請により、①納税の猶予、②納期限等の延長、③税の減免などの軽減措置を受けられる場合があります。	県税務課 各県税事務所
国税・市町税	風水害などの災害にあったときには、被災状況等に応じて減免などの軽減措置があります。	各税務署 各市町担当課

イ. 事業者の方へ

○中小企業の方へ

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
経営安定資金(県融資制度)	被災した中小企業者等で中小企業信用保険法施行令第1条に掲げる業種に属する事業を営む方	8,000万円	県経営金融課
(株)日本政策金融公庫 国民生活事業(災害復旧貸付)	災害により被害を被った中小企業	3,000万円(別枠)	県経営金融課
(株)日本政策金融公庫 中小企業事業(災害復旧貸付)	災害により被害を被った中小企業	1.5億円(別枠)	県経営金融課
商工組合中央金庫(災害復旧貸付)	災害により被害を被った中小企業	特に定めず(別枠)	県経営金融課

○農林・水産業関係者の方へ

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
(株)日本政策金融公庫資金 農林水産事業			
農業基盤整備資金	土改区、土改区連合(事業主体になる場合に限る)農協、農協連、農業を営む方	災害復旧事業の地元負担額	県農村整備課 ※
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業者の方	農林漁業者の経営再建のための運転資金 一般 300万円 特認 年間経費等の3/12以内	県農業経営課 県森林企画課 県水産振興課
主務大臣指定施設資金(災害復旧)	農林漁業者、農協・森組・森連・水産業協同組合(転貸に限る)	①、②のいずれか低い額 ①融資対象事業費×0.8 ②1施設当たり300万円(特認 600万円)、(得々認800万円)(漁船1,000万円)	県農業経営課 県森林企画課 県水産振興課

※ 県農村整備課(083-933-3405)

○社会福祉・医療・環境衛生関係者の方へ

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
社会福祉安定資金(災害復旧資金)	民間社会福祉事業を営む方	1,000万円	県厚政課
独立行政法人福祉医療機構融資	社会福祉施設等(福祉貸付事業)	施設種別等により設定 ※災害救助法適用地域には特別措置有	県厚政課 県長寿社会課 ※ 県こども未来課 県障害者支援課 ※
	医療機関等(医療貸付事業)	施設種別等により設定 ※災害救助法適用地域には特別措置有	県医務保険課 ※
(株)日本政策金融公庫 国民生活事業(災害復旧貸付)	公庫が災害貸付を実施する旨指定した災害により被害を受けた生活衛生関係営業者(飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理・美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業)	一般設備貸付、又は振興設備貸付による限度額に3,000万円を上乗せした金額の範囲内	県生活衛生課

※ 県長寿社会課(083-933-2793)、県障害者支援課(083-933-2735)、県医務保険課(083-933-2820)

【県営住宅・雇用促進住宅への臨時的入居】

この度の豪雨災害に係る県営住宅の臨時的入居を下記のとおり実施しています。

- (1) 入居対象者 被災家屋に居住が困難と認められる方(り災証明書は不要。土木建築事務所で現地確認を実施します。)
 - (2) 提供戸数 県下 25団地 40戸(防府管内6戸、山口管内10戸、周南管内3戸、宇部管内6戸、下関管内15戸)
 - (3) 入居できる期間 6ヶ月
 - (4) 家賃等 家賃は全額免除。また、連帯保証人・敷金も不要です。
- ・受付窓口 防府市建築課(0835-25-2178)、山口市建築課(083-934-2954)、周南市住宅政策課(0834-22-8334)
宇部市住宅課(0836-34-8426)、下関市建築住宅課 (083-231-4101)
- ・問い合わせ先 県住宅課県営住宅管理班(083-933-3880)(083-933-3870)、山口県住宅供給公社本社(083-934-2004)

この度の豪雨災害に係る雇用促進住宅の臨時的入居を下記のとおり実施しています。

- (1) 入居対象者 防府市・山口市の被災家屋に居住が困難と認められる方
 - (2) 提供住宅 独立行政法人雇用・能力開発機構が所管している県内の雇用促進住宅
 - (3) 入居できる期間 原則として平成22年1月31日まで
 - (4) 家賃等 家賃は全額免除。また、敷金も不要です。
- ・問い合わせ先 独立行政法人 雇用・能力開発機構山口センター(083-922-1948)
財団法人 雇用振興協会 防府集中管理事務所(0835-32-0774)、土日(080-6766-9582)

【被災者等への健康相談支援】

被災者の方々のメンタルヘルスを含む様々な健康相談に応じています。

- ・問い合わせ先 県精神保健福祉センター(0835-27-3480)、各健康福祉センター

11.3 被災者への生活再建支援（防府市）

防府市では、市税の減免等について、以下に基づき9月5日（土）から窓口を開設し対応した。

表 1-11-7 災害減免等制度一覧（防府市）

種別	項目	内 容	担当部課
税金	市・県民税	死亡された方または障害者になられた方 ・死亡された方・・・免除 ※対象となるご遺族へ課税課から連絡いたします ・障害者になられた方・・・9/10の減免 【申請期限】 災害対策本部解散の2ヶ月後 ※課税課へ事前にご連絡ください	課税課 市民税係
		住宅か家財に損害を受けた場合 損害の金額が損害賠償金等での補てん額を除いて、住宅または家財の時価の3/10以上で所得1千万円以下・・・免除～1/8の減免 【申請期限】 災害対策本部解散の2ヶ月後 【必要なもの】 印鑑、調査票 ※来年度の申告で所得控除の軽減措置あり	
	固定資産税	著しく価値を減じた固定資産 【申請期限】 災害対策本部解散の2ヶ月後 【必要なもの】 印鑑 【土地】 被害面積が2/10以上	課税課 土地係
		【家屋】 2/10以上の価値が減じた場合 【償却資産】 2/10以上の価値が減じた場合	課税課 家屋係
市税の納税		納税の徴収猶予（災害により納税困難な場合） 【申請期限】 災害対策本部解散の2ヶ月後 ※各市税の減免申請者は提出不要 【必要なもの】 印鑑	収納課 徴収第一係
		国税	納税の徴収猶予 ※確定申告で所得税の軽減措置あり （やむを得ない支出をした金額は領収書必要） 詳しくは防府税務署へ
県税		自動車取得税の減免ほか、県税 ※被災車を被災日から3ヶ月以内に、代替車を取得した場合等	防府県税事務所
		国民健康保険料	被保険者または世帯主が所有する住宅（自己使用に限る）、家財に損害を受け、減免の条件に該当する場合
保険料	介護保険料	申請により、災害を受けた月から1年間に納期の到来する保険料を減免 損失の割合は、固定資産税の減免に係る損失割合を参考に決定 【申請期限】 概ね1年以内 【必要なもの】 印鑑、り災証明、保険金等の支給額の通知書	保険年金課 介護資格係
	後期高齢者医療保険料		保険年金課 後期高齢者医療係
	国民年金保険料	住宅、家財、住宅以外の建物、宅地、田畑、家畜、事業用の機械が被害を受け、免除の条件に該当する場合 申請により、平成22年6月までの範囲内で免除が受けられる場合あり 免除の決定は、住所地を所轄する社会保険事務所が審査して決定 【申請期限】 平成22年7月31日 【必要なもの】 り災証明、申立書（本人記載）、保険金等の支給額の通知書	保険年金課 年金係

種別	項目	内 容	担当部課
利用料等	国民健康保険一部負担金	<p>減免の判断や割合は保険料と同様に判定 申請により、災害を受けた月から1年間の内、3ヶ月間分を限度に減免される場合あり 支払が一時的に困難となったときは、申請により3ヶ月分以内を申請月から6ヶ月以内の期間で支払いが猶予される場合あり</p> <p>【申請期限】 概ね1年以内 【必要なもの】 印鑑、り災証明、保険金等の支給額通知書、医療機関及び調剤薬局発行の請求書等受診が確認できる資料</p>	保険年金課 国保医療係
	後期高齢者医療保険一部負担金	<p>被保険者の属する世帯の世帯主が所有している住宅（自己使用のものに限る）、家財に損害を受け、減免の条件に該当する場合及び、世帯主が市県民税を減免されている者、災害により減免される者または市県民税を課税されていない者である場合 申請のあった月の初日以降に受けた入院に要する一部負担金が3ヵ月分を限度に減免される場合あり 損害の割合は、保険料と同様に判定 支払が一時的に困難となったときは、申請により6ヶ月以内の期間で支払いが猶予される場合あり</p> <p>【申請期限】 概ね1年以内 【必要なもの】 印鑑、り災証明、保険金等の支給額通知書、医師の意見書</p>	保険年金課 後期高齢者医療係
	介護サービス料（利用料）	<p>住宅または家財に損害を受け、損害額の割合が要件に該当する場合（減免・・・全額～1/10）</p> <p>【必要なもの】 印鑑、り災証明、介護保険証 【適用期間】 7月から 最長1年間 【申請期限】 平成21年9月30日</p>	高齢障害課 介護給付係
	障害サービス料（利用料）	<p>家屋の全壊・半壊、床上浸水の場合 減免・・・全額</p> <p>【対象者】 「見舞金」の対象世帯の世帯員 【適用期間】 平成21年7月から1年間 【申請期限】 平成21年9月30日 【必要なもの】 水色の受給者証、障害者手帳</p>	高齢障害課 障害者福祉係
	保育料（保育所（園）及び留守家庭児童学級）	<p>家屋の全壊・半壊、床上浸水等の場合</p> <p>【必要なもの】 印鑑、り災証明 【申請期限】 平成22年3月31日</p> <p>※減免について （全 壊） 期間・・・1年間以内、 減免・・・全額～1/4 （半 壊） 期間・・・6ヶ月以内、 減免・・・半額～1/8 （床上浸水） 期間・・・3ヶ月以内、 減免・・・1/4、1/8 ※「見舞金」の条件に付随 ※所得制限あり</p>	子育て支援課 保育係
	水道料金	<p>市の災害見舞金受給世帯に減免 ※被災時にあたる基本料金（2ヶ月分）を減免 ※申請書の提出は不要</p>	水道局 総務課 お客様サービス推進室
	下水道使用料	<p>市の災害見舞金受給世帯に減免 ※被災時にあたる基本料金（2ヶ月分）を減免 ※申請書の提出は不要</p>	下水道管理課 下水道係

種別	項目	内 容	担当部課
その他の事項	り災証明	被災写真と印鑑 ※写真が無い場合・・・証明願の「現認者欄」に、民生委員か自治会長の署名・捺印が必要	社会福祉課 社会係
		り災者証明	印鑑 ※この証明は、家屋に関わるものに限定 ※被害程度については、市の調査による判定により作成された被災者台帳に基づく証明
小・中学生		上記、税金・保険料の①～⑥のいずれかで「減免」を受けた場合 【必要なもの】 印鑑、保護者名義の振込口座通帳 ※認定された場合、申請月から支給対象 ※すでに認定済の場合は不要	学校教育課 学務係
		見舞金	【防府市災害見舞金】・・・申請の必要はありません 全壊・流失世帯：100,000円、半壊世帯：50,000円 床上浸水世帯：30,000円 対象者へ通知：9月上旬に、口座振替依頼書を添えて郵送予定 支給方法：原則として口座振込 支給時期：第1回目を9月下旬頃に予定
		【山口県災害見舞金】・・・県の支援 全壊・流失世帯：100,000円、半壊世帯：100,000円 重傷者（1ヶ月以上治療見込者）：50,000円 ※支給方法や支給時期については県において検討中	社会福祉課 社会係
		【災害弔慰金】・・・国の支援 生計維持者が死亡：500万円 上記以外が死亡：250万円 ※社会福祉課からご連絡致します	社会福祉課 社会係
		【災害障害見舞金】・・・国の支援 生計維持者が重度障害：250万円 上記以外が重度障害：125万円 ※詳細は社会福祉課へお問合せください	社会福祉課 社会係
		支援金	【生活再建支援金】 自然災害により住宅に被害があった場合、その住宅の被害の程度、再建方法に応じて支給 支給額は、住宅の被害の程度に応じて支給される支援金（基礎支援金）と、住宅の再建方法に応じて支給される支援金（加算支援金）の合計額 ○大規模半壊世帯 基礎支援金：37.5万円～50万円、加算支援金：37.5万円～200万円 ○全壊・半壊による解体・敷地被害解体世帯 基礎支援金：75万円～100万円、加算支援金：37.5万円～200万円 【申請期間】 ・基礎支援金・・・災害のあった日から13ヶ月の間 ・加算支援金・・・災害のあった日から37ヶ月の間 【必要なもの】 住民票、り災者証明、預金通帳の写し ※加算支援金は上記に加え契約書の写し ※財団法人道府県会館の制度ですが、防府市を通じての申請が必要

60 第1章 平成21年7月中国・九州北部豪雨
 第11節 被災者の生活再建・復興

種別	項目	内容	担当部課
その他の事項	民間賃貸住宅への家賃補助	<p>全壊・半壊、一部損壊等に該当する世帯</p> <p>【補助金の額】 月額4万円（賃借料が4万円未満の場合は、賃借料の額）</p> <p>【補助期間】 6ヶ月</p> <p>【必要なもの】 印鑑、り災証明、賃貸借契約書</p>	<p>建築課</p> <p>住宅係</p>
	住宅の応急修理助成	<p>半壊、大規模半壊、全壊の被害を受けた住宅で応急修理を行うことで生活が可能となる修理</p> <p>【助成限度額】 52万円</p> <p>【修理対象箇所】（災害と直接関係あること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根、柱、床、外壁、基礎等 ・ドア、窓等の開口部 ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線 ・衛生設備 <p>【必要なもの】 印鑑、り災者証明、住民票（世帯全員）</p>	<p>建築課</p> <p>庶務係</p>